

2020年
5月29日号

新型コロナ対策を踏まえた今年の定時総会

執筆者: 武井 一浩、森田 多恵子

※本ニュースレターは2020年4月17日までに入手した情報に基づいて執筆しております(4月28日付の更新に加え5月29日付で赤字部分を更新)。

一 例年になく異例の対応が求められる今年の定時総会

2020年の新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナ」)の拡大はきわめて異例の深刻かつ世界的な事象であり、2020年度の定時総会は異例の対応が求められます。

その多くは、これまでの会社法の解釈がおよそ想定していない事項となりますが、新型コロナの感染予防という社会的要請に照らして適切・正しいことを行うことが、求められています。

新型コロナに伴う今年の定時総会における異例の対応は多岐に亘りますが、下記では先日政府から一定の見解が示された「定時総会の継続会」及び「株主総会の開催方法等」について、ごく簡単に触れます。

二 定時総会の継続会

1 連絡協議会見解

決算業務や監査業務においても新型コロナによる重大な影響が出ています。そうした中、有価証券報告書の提出期限が一律に9月末に変更されたことに加えて、2020年4月15日に「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査及び株主総会の対応について」と題する整理(以下「連絡協議会見解」)が公表されました¹。「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企

¹ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査及び株主総会の対応について」(<https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20200415/20200415.html>)

本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

業決算・監査等への対応に係る連絡協議会」は、日本公認会計士協会、企業会計基準委員会、東京証券取引所及び日本経済団体連合会が構成メンバー、金融庁が事務局、法務省、経済産業省及び全国銀行協会がオブザーバー参加しています。

2 継続会方式とは

「連絡協議会見解」では、新型コロナの影響に伴う決算関連の取扱いの一つの実務上の選択肢として、以下の通り、継続会方式が示されています。

- ① 当初予定した時期に定時株主総会を開催し、続行(会社法 317 条)の決議を求める。当初の株主総会においては、取締役の選任等を決議するとともに、計算書類、監査報告等については、継続会において提供する旨の説明を行う。
- ② 企業及び監査法人においては、上記のとおり、安全確保に対する十分な配慮を行ったうえで決算業務、監査業務を遂行し、これらの業務が完了した後直ちに計算書類、監査報告等を株主に提供して株主による検討の機会を確保するとともに、当初の株主総会の後合理的な期間内に継続会を開催する。
- ③ 継続会において、計算書類、監査報告等について十分な説明を尽くす。継続会の開催に際しても、必要に応じて開催通知を発送するなどして、株主に十分な周知を図る。

3 継続会に関連する法的論点

現下の新型コロナの状況下で、継続会方式という選択肢の提示を含む今回の連絡協議会見解は、実務現場にとっても重要な進展といえます。以下では何点か、法的観点からの事項を(私見ながら)述べておきます。時系列として、3 月決算の会社について、「6 月に役員選任議案等について当初の予定通り総会を開催→7 月に計算書類報告の継続会を行う」という例で考えます。

第一に、6 月総会と 7 月の継続会とは共に同一性を有する「定時株主総会」であると考えられます(6 月総会が「定時総会第一部」、7 月継続会が「定時総会第二部」)。継続会である以上、7 月総会で議決権行使できる株主は、6 月総会と同じ 3 月末基準日の株主となります。

第二に、会社法 437 条は定時総会の招集通知に際して計算書類を提供することを求めています。6 月総会の招集通知において計算書類が提供されていないことは、総会の法的瑕疵に該当しないと考えられます。連絡協議会見解に「②決算業務、監査業務・・・が完了した後直ちに計算書類、監査報告等を株主に提供して株主による検討の機会を確保するとともに、当初の株主総会の後合理的な期間内に継続会を開催する」、「③・・・継続会の開催に際しても、必要に応じて開催通知を発送するなどして、株主に十分な周知を図る」等と言及されている通り、継続会前の適切な時期に計算書類が株主にきちんと提供されているからです。

第三に、今回の継続会を活用する一つの理由として、役員改選に関して、社会的混乱なく例年通り、6 月総会終了時点で任期が満了し改選の効力を生じさせることがあります。[商業登記上の取扱いについて、「商業・法人登記事務に関する Q&A」²をご参照ください\(2020 年 5 月 28 日に更新\)](#)。

第四に、継続会の開催時期は、新型コロナ対策として従業員や監査業務に従事する者の安全確保に十分な配慮を行った上で決算業務等を遂行することを前提とした「合理的期間」です。継続会について従前見られた 6 月総会から 2 週間以内などの解釈論は、今回の新型コロナ対策としての対応とは想定している場面が異なるので、妥当しないと考えられます。

第五に、3 月末基準日の株主に配当を行うと決めた場合に、剰余金配当の権限を定款で取締役会に認めていない会社において、6 月総会のほうで剰余金配当決議を行うときについてです。2020 年 3 月期の計算書類の確定時期、6 月総会の時期、配当の実行時期等の先後関係によっていろいろ変わってきますが、基本的には、当該剰余金配当額は、2020 年 3 月期末の決算数値を踏まえた(配当効力発生時点の)分配可能額³⁴を超えるものにならないよう、注意しておくべきでしょう。そしてこのことを前提に、6

² http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho06_00076.html

³ 定時総会の剰余金配当議案を取締役会で決定する段階では、確定的な数値が不明な場合があります。

⁴ なお、2020 年 3 月期の計算書類の確定前に配当を支払う場合などでは、決算が確定している最終事業年度である 2019 年 3 月期末時点の数値から分配可能額に影響を与える事象を反映した額の範囲内にも収めておくことになりましょう。

月総会も会社法 465 条 1 項 10 号イの「定時株主総会」に該当し、いわゆる期末填補責任(会社法 465 条)は生じないと解するのが相当であると考えます。

4 月 28 日に金融庁＝法務省＝経済産業省から「継続会(会社法 317 条)について」が公表されていますので併せてご参照ください⁵。

三 新型コロナ対策の観点から社会的に適切な総会開催方法の選択を

1 社会的要請に適った適切な実務運用の重要性

新型コロナの影響でただでさえ多くの社会活動や経済活動に悪影響・被害が生じているところ、法律の解釈の世界でそうした悪影響・被害を縮小できるのであれば、社会的要請に適う形で法解釈は行われるべきです。連絡協議会見解も冒頭で、「我が国企業の決算が最も集中する 3 月期決算業務と監査業務が進行中である現下において、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、これらの業務に大きな遅延が生じる可能性が高まっている。関係者がこれらの業務を遂行する場合において、当初予定したスケジュールの形式的な遵守に必要以上に拘泥するときは、関係法令が確保しようとした実質的な趣旨をかえって没却することにもなりかねない。また、政府等からの外出自粛の要請への対応が徹底されない場合には、関係者の健康と安全が害されるリスクが高まることとなる。」とはっきり述べています。総会を取り巻く現場において、過去の先例等にとらわれた保守的な解釈や考え方を採ることで、かえって新型コロナ対策の社会的要請に照らして不適切な行動を導くことがないよう、注意すべきと言えます。

2 定時総会の開催方法(総会運営 Q&A/behind closed doors 型等)

同様のことは今年の定時総会の開催方法についても指摘できます。外出自粛や一定人数が集まる集会・イベントの自粛など、多くの社会的要請への遵守が求められる状況であるにもかかわらず、定時総会を物理的に行わなければならないことへの矛盾・ジレンマを真摯に抱える総会担当者が急速に増えています。

日本と同様に物理的に株主総会を開催することが法的に求められている英国やフランスでは、現下の新型コロナの状況を踏まえ、外部から株主を物理的に入場させないいわゆる“behind closed doors”の態様(来場謝絶型)で今年の定時総会を開催できる旨が、法的解釈として明示されています。

日本でも、2020 年 4 月 2 日(4 月 14 日に明確化のため一部文言改定)に経済産業省と法務省の連名で「株主総会運営に係る Q&A」(以下「総会運営 Q&A」)が公表されています⁶。なおこの総会運営 Q&A は、連絡協議会見解でも改めて「株主総会運営に係る Q&A(経済産業省、法務省:令和 2 年 4 月 2 日)を踏まえ、新型コロナウイルス感染拡大防止のためにあらかじめ適切な措置を検討すること」と言及されています。

そしてこの総会運営 Q&A は、Q1 で株主に対して総会会場に来場を行わないように要請することは株主の健康に配慮した措置であると述べています。その上で、Q2 は、新型コロナの感染拡大防止に必要な対応をとるためにやむを得ない場合の合理的措置の一つとして、behind closed doors の態様による総会の開催を許容しています(4 月 28 日に追加修正がなされ、Q2 に「なお、株主等の健康を守り、新型コロナウイルスの感染拡大防止のために株主の来場なく開催することがやむを得ないと判断した場合には、その旨を招集通知や自社サイト等において記載し、株主に対して理解を求めることが考えられます」と明記されています)。株主が総会会場に来場して決議に参加する権利は私権であり、公共の福祉による制限を受けます(民法 1 条 1 項)し、海外においても現下の新型コロナの状況での定時総会運営にあたって最優先すべきは「株主、従業員及び役員の健康である」と明言されています。

今年の定時総会の具体的な開催方法は総会招集決定時点における新型コロナの状況等を踏まえて判断されることになりましようが、今年の定時総会の開催方法に関する実務上の諸論点は多岐に亘ります。武井一浩＝森田多恵子「新型コロナ対策の社会

⁵ https://www.meti.go.jp/covid-19/kabunushi_sokai.html

⁶ 経済産業省＝法務省「株主総会運営に係る Q&A」(https://www.meti.go.jp/covid-19/kabunushi_sokai_qa.html)

的要請を踏まえ根本的変容が求められる今年の定時総会」(株懇会報 821 号掲載。全国株懇連合会のサイト⁷で配信中)等をご参照ください。

四 最後に

新型コロナ対策としての現下の強い社会的要請は、今年の定時株主総会における開催方法・運営方法にも大きな変容を及ぼします。今年の定時総会はいずれにしても、例年までとはかなり異なる態様での開催とならざるを得ません。今年の定時総会の開催にあたっては、法律専門家からの意見等も適宜取得した上で、社会の構成員として、新型コロナの感染防止のための適切な方法を判断・決定することになりましょう。

以上

たけい かずひろ
武井 一浩

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

1991 年弁護士登録、1997 年ニューヨーク州弁護士登録。上場会社の企業法務全般、M&A/海外 M&A、証券法制、デジタルイノベーション/デジタルトランスフォーメーション、コーポレート・ガバナンス、情報法制、消費者法制、税務/国際税務等を取り扱う。



もりた たえこ
森田 多恵子

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

t.morita@jurists.co.jp

2004 年弁護士登録、2011 年ニューヨーク州弁護士登録。会社法・金商法を中心とする一般企業法務、コーポレートガバナンス、消費者契約法、景品表示法等の消費者法制等を取り扱う。

⁷ http://www.kabukon.net/pic/study_2020_04.pdf

西村あさひ法律事務所では、M&A・金融・事業再生・危機管理・ビジネスタックスロー・アジア・中国・中南米・資源/エネルギー等のテーマで弁護士等が時宜にかなったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。

バックナンバーは<<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters>>に掲載しておりますので、併せてご覧ください。

(当事務所の連絡先) 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel: 03-6250-6200 (代) Fax: 03-6250-7200

E-mail: info@jurists.co.jp URL: <https://www.jurists.co.jp>